

2015年 JAF中国ダートトライアル選手権
 2015年 JMRC中国ダートトライアルチャンピオンシリーズ
 2015年 JMRC全国オールスター選抜

統一規則

○シリーズ事務局

JMRC中国ダートトライアル部会 事務局

〒731-5102

広島市佐伯区五日市町石内1638-2

TTS事務局 梶岡悟

TEL 082-929-0888

FAX 082-299-7552

○競技会開催日程

第1戦	3月15日	CCN	(タカタ)
第2戦	4月5日	TTS	(タカタ)
第3戦	4月26日	MCCS	(楠)
第4戦	5月17日	CCM	(タカタ)
第5戦	6月28日	MCCS	(楠)
第6戦	7月19日	SPIRIT	(タカタ)
第7戦	8月23日	MCCS	(楠)
第8戦	9月27日	RCH	(タカタ)

○オーガナイザー事務局

第1戦

〒742-0415

岩国市周東町中山327-4

渡辺自動車 内 CCN事務局 山根晃

TEL 0827-84-2900 FAX 0827-84-2423

第2戦

〒731-5102

広島市佐伯区五日市町石内1638-2

TTS事務局 梶岡悟

TEL 082-929-0888 FAX 082-299-7552

第3戦

〒755-0025

宇部市野中4-5-2

オートサロンみよし 内 MCCS事務局 戸田元秀

TEL 0836-31-4741 FAX 0826-31-3360

第4戦

〒690-0017

松江市西津田2-11-38

西日本三菱自動車販売株式会社 内 CCM事務局 岩成克己

TEL 090-1356-1680 FAX 0852-23-1441

第5戦

〒755-0025

宇部市野中4-5-2

オートサロンみよし 内 MCCS事務局 戸田元秀

TEL 0836-31-4741 FAX 0836-31-3360

第6戦

〒730-8670

広島市安芸郡府中町新地3-1

マツダ(株)DT開発部 DT制開Gr内 SPIRIT 事務局 清岡毅

TEL 080-3802-4132

第7戦

〒755-0025

宇部市野中4-5-2

オートサロンみよし 内 MCCS事務局 戸田元秀

TEL 0836-31-4741 FAX 0836-31-3360

第8戦

〒731-0143

広島市安佐南区長楽寺2-26-44-9

RCH事務局 梅津義康

TEL&FAX 082-962-6692

○得点基準

JAF中国ダートトライアル選手権

(2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第19条得点基準による)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

※選手権保持者の認定は2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第18条により決定する。

※選手権の成立は2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第15条により各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

JMRC中国チャンピオンシリーズ

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

※チャンピオンシリーズ保持者の認定は2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第18条-2および第18条-3に依り決定する。

※得点はJMRC中国加入クラブの所属員に与える。

※クラス参加台数が1台であっても完走した場合には得点を与える。

第1章 大会告知

第1条 大会告知

○競技会の定義および組織

2015年JAF中国ダートトライアル選手権は、一般社団法人日本自動車連盟(以下JAFという)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、本統一規則および各競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

○競技会の名称

2015年 JAF中国ダートトライアル選手権 第____戦

2015年 JMRC中国ダートトライアルチャンピオンシリーズ 第____戦

2015年 JMRC全国オールスター選抜 第____戦

競技会の名称 _____

○競技種目ダートトライアル

○競技の格式 JAF公認：準国内競技

JAF公認番号 _____

○開催日程 2015年____月____日(____)

○競技会開催場所(コース公認No. _____ - II - _____)

名称：_____

所在地：_____

TEL：_____

○オーガナイザー等

オーガナイザーの名称：_____

代表者名：_____

所在地：〒_____

TEL/FAX：_____

○大会役員

大会会長 : _____

○組織委員会

組織委員長 : _____

組織委員 : _____

組織委員 : _____

○競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長 : _____

競技会審査委員 : _____

2) 競技役員

競技長 : _____

コース委員長 : _____

計時委員長 : _____

技術委員長 : _____

パドック委員長 : _____

救急委員長 : _____

事務局長 : _____

○参加申込および参加費用

1) 参加申込場所および問い合わせ先(大会事務局)

所在地 : 〒 _____

クラブ名 : _____

担当者名 : _____

TEL/FAX : _____

2) 参加受付期間 : 受付開始 2015年 ____月 ____日

締切日 2015年 ____月 ____日 必着

3) 参加料 : ¥13,000-

(JMRC共済未加入者は¥1,000増しとする。)

4) その他 : _____ (入場料など)

○競技のタイムスケジュール

ゲートオープン : _____

参加確認受付 : _____

公式車輛検査 : _____

慣熟走行(歩行) : _____

開会式 : _____

ドライバーズブリーフィング : _____

第1ヒート : _____

慣熟走行(歩行) : (第1ヒート終了後 ____分間)

第2ヒート : (第1ヒート終了 ____分後)

表彰式(閉会式) : 予定時刻

○その他の事項

1) コースの慣熟は徒歩により行う。

2) 選手権対象外で併催するクラスは特別規則に記載する。

3) 会場内の諸施設は公式通知にて示す。

4) 学生の参加料は特別規則に記載する。

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車輛

2015年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条に従う

第3条 クラス区分

AE : 電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両

PN1 : 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車輛

N1 : 2輪駆動のN車輛

SA1 : 2輪駆動のSA車輛

RWD : 排気量区分なし 後輪駆動の車輛

NS1 : 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN・SA車輛

SCD1 : 2輪駆動のSC・D車輛

SCD2 : 4輪駆動のSC・D車輛

※NS部門クラス1のチャンピオンシリーズは、N2車輛とSA2車輛に分ける。

第4条 参加者および競技運転者(ドライバー)

1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。

2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。

3) 競技役員の実務があれば、上記運転免許証、競技運転者許可証を提示できること。

4) 満20歳未満の競技運転者は参加申込に際し親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第5条 同一競技会の参加制限

1) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。

2) 同一車輛による重複参加は選手権の同一クラス内に限り認められる。

第6条 参加申し込み方法および参加受理

1) JMRC中国共通参加申込用紙、車輛申告書に必要事項を記入し、誓約文へ署名のうえ、参加料を添えて参加受付期間内に各大会事務局まで申し込むこと。参加料は現金とする。(ライセンスの地域コード・共済ID ナンバー等の記入漏れのないこと。)

2) 競技運転者は、本人に対する競技中の死亡に対して有効な保険の加入者又は、2015年スポーツ安全保険(JMRC取りまとめ)もしくはJMRC共済(他地域含む)加入者に限る。なお、大会受付時にそれらを提示できること。

3) 参加車輛名は15字以内とし、必ず車輛名(型式ではなく通称名:カローラ、サーニ等)を入れること。通称名は省略しないこと

4) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申し込み者に対し理由を示すことなく参加を拒否できる。この場合の参加料は返金される。なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。

5) 参加申込書にJMRC中国登録クラブのクラブ名及び、クラブ印の無いものは、その競技会のJMRC中国チャンピオンシーズの得点を与えない。(JMRC中国個人会員《要明記》を除く)

6) 参加受理の諾否の通知方法は特別規則に記載する。

7) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。

8) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できないときは、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第7条 参加者に対する指示および公示

1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。

2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。

3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第8条 車輛および競技運転者の変更

- 1) 競技運転者の変更は認められない。
- 2) 参加申し込み後の車輛変更は、当該競技会の参加確認受付終了までに車輛変更申請書と変更する車輛の車輛申告書を添えて申請し、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 3) 車輛変更は同一部門同一クラスであること。

第9条 車輛検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車輛検査を実施する。また公式車輛検査に車輛を提示することは、当該車輛がすべての規則に適合し参加申請したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車輛検査を受けなければならない。公式車輛検査で不合格の場合、公式車輛検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車輛検査と同時に本統一規則第15条について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)は公式車輛検査までに車輛の左右面に貼付すること。オーガナイザーより貼付位置の指定がある場合は、参加確認受付の際に口頭もしくは文面により指示する。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は車輛の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車輛は、修正の後再度車輛検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車輛およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は競技終了後上位入賞車輛に対し最終車輛検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車輛検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車輛が車輛規定に適合している旨を証明するため、車輛規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車輛は公式車輛検査終了後から正式結果発表までの間は、パドックで車輛保管されているものとし(コース走行中または走行のための移動を除く)、車輛保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 公式車輛検査合格後にタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換(調整)の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は事前に競技会技術委員長の許可を得ること。作業が終了した後に競技会技術委員長に申告してその安全性について再確認を受けること。

第3章 競技に関する基準規則

第10条 競技コース

- 1) 競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが公式通知として掲示される。

第11条 ドライバーズブリーフィング

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する
- 2) ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

第12条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動させた状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会の承認のもとその内容を公式通知で示す。

第13条 リタイア

- 1) 競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第14条 一般安全規定

- 1) 全ての車輛は国内競技車輛規則にもとづいた6点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 2) すべての車輛は、適用車輛規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 3) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフ(スパルインプレッサのルーフベンチレーションはサンルーフとみなす。)を全閉しなければならない。
- 4) 競技走路以外の会場内での移動は最徐行としウォームアップランおよびブレーキテストなどを禁止する。
- 5) ゴール(フィニッシュライン)後の減速レーン内は停止せずに最徐行で移動し、パドックへの導入路にて一旦停止、安全確認後、最徐行で移動すること。
- 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 7) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 8) パドック内で給油する場合は、粉末消火器を準備し、給油すること。

第15条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を強く推奨する。
- 2) 競技ヘルメットは、当該年JAF国内競技車輛規則第4編付則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性はラベルで表示されるかまたは証明書などで自らが証明できなければならない。(製造年より10年を経過したものは使用できない)
- 3) シートベルトについては当該年国内競技車輛規則第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要項」に従った4点式以上のシートベルトを使用すること。

第16条 信号表示

- 1) 競技中のドライバーへの指示は以下の信号旗によって伝達される。(本統一規則に定めていないものについては特別規則に記載する)

国旗またはクラブ旗	: スタート合図
黄旗	: パイロン移動および転倒
黒旗	: ミスコース
赤旗	: 危険あり直ちに停止せよ
緑旗	: コースクリア
チェッカー旗	: ゴール合図

第17条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要がある場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時に全オブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図(赤旗)と同時に走行中の車輛は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第18条 計時

- 1) 計測は、競技車輛が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器にて1/100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一、自動計測機器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする。

第19条 順位決定

- 1) 原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートの内良好なヒートのタイムを採用し最終順位(競技結果)とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。
 - ①セカンドタイムの良好なもの。
 - ②排気量の小さい順。
 - ③競技会審査委員会の決定による。

第20条 競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- 4) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 6) 競技走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 7) コントロールラインに設置してある計測機器に車輛が接触した場合、接触した車輛の当該ヒートを無効とする。
- 8) ドライバーズブリーフィングに欠席の場合3千円、遅刻の場合1千円とする。なお上記金額は競技長が徴収、JMRC中国ダートラ部会へ納金しシリーズ表彰に充当する。

第4章 抗議

第21条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車輛の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第22条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後(当該車輛クラスの競技終了後)30分以内とする。
- 3) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第23条 競技会の延期、中止、または短縮

- 1) 保安上または不可効力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第1ヒートが終了した時点で成立とする。
- 3) オーガナイザーは、競技会延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第6章 賞典

第24条 賞典

- 1) 全部門、全クラス1位~3位: JAFバッジ
ただし、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定15条2に従い当該クラスが成立していること。
- 2) 副賞に関しては各オーガナイザーに一任し、特別規則に記載する。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したもとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。
- 4) JMRC中国チャンピオンシリーズはシリーズ表彰のみとする
- 5) JMRC中国チャンピオンシリーズは、NS1クラスをN2クラスとSA2クラスに分けてシリーズ表彰する。
- 6) 表彰対象者は表彰式出席の際、レーシングスーツの着用を強く推奨する。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第25条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態についてJAFおよびオーガナイザーならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権にかかわるすべての法規および規則を遵守する責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第8章 本統一規則の解釈および施行

第26条 本統一規則の解釈

- 1) 本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第27条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する罰則および本統一規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第28条 本統一規則の施行並びに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので競技会参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上